

介護予防小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	小規模多機能ひまわり倶楽部	
所在地	広島県尾道市新浜二丁目8-11	
提供可能サービス 及び介護保険事業所番号	介護予防 小規模多機能型居宅介護	3491100255号
管理者及び連絡先	氏名	連絡先
	佐藤 祐一郎	0848-38-7630
サービス提供地域	尾道市西部圏域（新浜1・2丁目、吉浦町、古浜町、手崎町、正徳町、東元町、吉和西元町、福地町、沖側町、神田町、吉和町、栗原東1・2丁目、栗原西1・2丁目、栗原町、東則末町、西則末町、桜町、門田町、平原1・2・3・4丁目、久山田町）	

2 事業の目的

小規模多機能ひまわり倶楽部が行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業は要支援者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者が有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

3 運営の方針

- (1) 提供するサービスは、利用者一人一人の人権を尊重し、その人がその人らしく、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供するよう努めるものとします。
- (2) 提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとします。
- (3) 利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域生活活動への参画を図り、利用者の心身の状況やその置かれている環境を踏まえて、通い・訪問及び宿泊を柔軟に組み合わせることによりサービスを提供します。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、保健医療機関、福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (5) サービス提供に当たっては、利用者に身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命を保護するために、緊急やむを得ないと判断した場合は、その様態及び時間、その際の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- (6) サービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、わかりやすく説明するものとします。
- (7) 提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の評価を受けて、それらの情報を公表し、常に改善を図ります。

4 事業所の職員体制等

	資格	常勤	非常勤	合計 (常勤換算)
管 理 者	介護福祉士	1		1 (0.1)
計画作成担当者	介護支援専門員		1	1 (0.3)
介 護 従 業 者	介護福祉士 ヘルパー2級	2	4 1 2	9 (5.0) ※1
看 護 職 員	看護師 准看護師	1	2	3 (1.0)

※1：夜間及び深夜の時間帯を除く日中の時間帯の常勤加算人数です。

5 営業時間及びサービス提供基本時間

(1) 営業時間

- ・午前8時から午後5時まで

(2) サービス提供基本時間

- ①通いサービス 午前9時から午後4時まで
- ②宿泊サービス 午後4時から翌日の午前9時まで
- ③訪問サービス 24時間

6 担当する介護支援専門員

氏 名	
-----	--

※医療機関との連携を促進するため、担当介護支援専門員の氏名及び事業所名を、医療機関にご提供ください。

7 登録定員及び利用定員

(1) 登録定員

- ・25名

(2) 利用定員

- ①通いサービス 15名まで
- ②宿泊サービス 7名まで

8 サービスの内容

サービスの提供に当たっては、介護予防小規模多機能居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを組み合わせた介護を行います。

(1) 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

(2) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

(3) 訪問サービス

利用者の居宅において、調理、清掃や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

9 サービス利用料及び利用者負担

(1) 利用料

18の項、表2）、表3）のとおりです。

利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準とします。介護保険を利用する場合は原則として基本料金の1割または2割・3割（負担割合に応じた額）です。ただし、介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービス又は介護保険対象外のサービスは全額自己負担になります。

(2) その他

- ア 交通費 通常のサービス提供地域（又は送迎地域）以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります。（別途見積もりいたします。例：1kmあたり20円）
- イ 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。
 - A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。）
 - B 現金払い（サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払い願います。）

10 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。

当社職員がお伺いし、契約を締結した後サービスの提供を開始します。

サービス開始に当たり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに地域包括支援センターと相談の上、地域の他の事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護認定を受けたご本人が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けた方の認定区分が非該当と認定された場合または要支援から要介護と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます
- ・ご利用者様ご本人がお亡くなりになった場合

11 キャンセル

体調不良等により、お休みされる場合は当日午前8時までにご連絡ください。

全体窓口（連絡先）（電話）：0848-38-7630

12 当社のサービスの方針等

ご利用者一人ひとりに喜びを持って生活して頂けるよう、又ご家族の身体的・精神的負担を軽減できるよう「通い」「宿泊」「訪問」を組み合わせ、住み慣れた暮らしを支援します。

1 3 非常災害対策

- (1) 事業所は、非常災害に備えて必要な設備（スプリンクラー、自動火災報知機火災通報装置、誘導灯、避難器具）を設け、消防避難に関する計画を作成し災害発生時に備えます。
- (2) 事業所は、非常災害に備え、年2回以上、避難・救出訓練やその他必要な訓練を防火管理者のもとに実施します。

1 4 事故発生時の対応

事業所は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、

- ①利用者に対して可能な限りの緊急処置を行います。
- ②その後速やかに所属長に報告し、施設で対応できない場合には、協力医療機関 尾道市立市民病院へ移送し担当医師の指示を得ます。
- ③処置が一段落すればできるだけ速やかに利用者やご家族に誠意をもって説明し、ご家族の申し出についても誠実に対応します。
- ④利用者への処置が一通り完了した後、できるだけ早く介護事故報告書を作成します。
- ⑤重大な介護事故や利用者が死亡するなど重大な事態が発生した場合、速やかに尾道市へ報告します。

1 5 緊急時の対応

- (1) 職員は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供中にご利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が発生したときは、速やかに看護師、主治医等に必要な連絡をするとともに、救急車の要請及び応急手当を行います。
- (2) 意識状態、呼吸状態、誤飲異食、転倒転落、発熱嘔吐、吐血下血、頭痛、胸痛、腹痛、熱傷など発生時の状態の把握に努めます。
- (3) 緊急時の連絡、報告は、医療的処置に関する連絡、調整を優先して行い、その後速やかに所属長に報告を行います。
- (4) 明らかに救急要請が必要な場合を除いて、診療・治療の要否や方法などは看護師が判断し必要であれば医師等の指示を受けます。また、判断や指示の内容等必要な事項については速やかに管理者に報告します。
- (5) 夜間帯に事故が発生した場合は、夜勤者がまずは看護師に連絡し看護師の指示で処置を行い、その後緊急連絡網（別紙）に沿って社長、管理者、職員に連絡し事故処理にあたります。

緊急連絡先	氏 名 〔 医療機関名 〕	続柄	住 所	電話番号 (自宅・勤務先)
主治医	()			
家族等連絡先 1				
家族等連絡先 2				

1.6 医療連携体制及び支援体制の概要

(1) 医療機関

① 尾道市立市民病院

(内科・精神科・循環器科・外科・整形外科・眼科・リハビリテーション科・耳鼻咽喉科・放射線科・脳神経外科・小児科・アレルギー科・リュウマチ科・泌尿器科・麻酔科・歯科・歯科口腔外科)

② クリニック長坂 (内科)

③ 黒瀬歯科医院 (歯科)

(2) 施設

① 介護老人保健施設 やすらぎの家

1.7 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

○ 当社お客様相談窓口

① 連絡先住所 広島県尾道市新浜二丁目8番11号

② 電話番号 (0848) 38-7630

③ FAX番号 (0848) 38-7631

④ 担当者名 佐藤 祐一郎

○ 尾道市 高齢者福祉課 介護保険係 電話番号 (0848) 38-9440

○ 広島県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課

所在地 広島市中区東白島19番49号

電話番号 (082) 554-0783 (苦情・相談窓口)

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずる。

① 苦情・事故処理窓口を設置する。

② 苦情・事故処理の担当者を配置する。

③ 提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

④ 担当者は管理者と相談の上利用者に支障をきたさないよう、迅速に処理を行なう。

⑤ 提供したサービスに関する苦情に付いては、事実関係の調査結果、改善措置等を利用者及び利用者家族に対して説明する。

⑥ 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるという認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。

⑦ 市からの求めがあった場合には、改善内容を市に報告する。

⑧ サービス提供事業所への苦情に対しては、当該事業所を交えて協議し、サービス改善等を行う。解決できない場合は、市と協議し解決を図る。

3 その他事項

① 職員は業務に関して知り得た利用者及び家族等の個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、契約が終了した後においても同様とする。

② 苦情及び事故の再発防止を図るために、全職員と苦情内容、改善策等を共有するための勉強会を開催する。

19 当社の概要

名称・法人種別	有限会社 ひまわりライフケアサポート
代 表 者 名	長坂 陽子
本社所在地 電話番号	広島県尾道市久保２丁目１５－１７ ０８４８－２０－７６３０
業 務 の 概 要	平成１２年１月設立 居宅介護支援、訪問看護、訪問介護、障害福祉サービス（居宅介護他） 訪問入浴、福祉用具貸与、福祉用具販売、おむつの宅配、住宅改修 ソフト開発、介護保険請求業務支援 通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 賃貸住宅
事 業 所 数	８ヵ所

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 尾道市新浜二丁目 8-11
 有限会社ひまわりライフケアサポート
 事業者名 小規模多機能ひまわり倶楽部
 説明者 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏 名 _____ 印 _____

代理人又は立会人
住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____